

【資料紹介】

外務省記録文書に見る「感謝状」 のいきさつ

島袋 綾野

はじめに

石垣市立八重山博物館所蔵資料に、二〇一一年、石垣市指定文化財となつた「尖閣列島遭難救護の感謝状」(以下、「感謝状」)(注1)がある。「石垣村雇玉代勢孫伴」(注2)宛のものは、一九九六年、石垣市にご寄贈いただいた。この中華民国からの感謝状は、複数人に贈られたことは分かつっていたが、長い間、石垣市内に現存するのは、この一通のみだと考えられてきた。しかし、二〇一〇年一月一二日、「石垣村長豊川善佐」(注3)宛の感謝状が新たに確認され、当館に寄託された。これにより、石垣市内に現存する感謝状は二通となつた。

また、玉代勢氏宛のものは、表具され、資料の元々の形状が分からなかつた。一九七〇年に

琉球政府が調査した際の写真が残されていて、その時にはすでに、感謝状は額縁に入れられて上下が短くなっているよう見える(写真1)。しかし、豊川氏宛のものは加工されておらず、贈られた当時の形状が確認できた。

ここでは、感謝状の体裁について記録するとともに、この感謝状が、どのような経緯で贈られたものなのかを紹介したい。なお、本稿は、記者発表(注4)や資料レファレンスのために筆者が作成した短報に、加筆修正したものである。一部、既報と重複するが、ご了承願いたい。



写真1 1970年に琉球政府が撮影した感謝状
(沖縄県公文書館所蔵：写真番号036969)

一、感謝状贈呈に至る経緯

感謝状が贈られたそもそもそのきっかけは、大正八（一九一九）年末に尖閣沖で遭難していた中国船（当時は中華民国。中国の国号で、清国と中華人民共和国の間。一九一二年一月、一九四九年九月末）を、尖閣諸島にいた人々が救助したことだ。当時は、魚釣島を拠点として、古賀商店の人々が、島に暮らしながら事業を展開していた。

感謝状には、

感謝状（豊川氏宛）

中華民國八年冬福建省惠安縣漁民郭合順等三十一人遭風遇難飄泊至日本帝國沖繩縣八重山郡尖閣列島内和洋島承
日本帝國沖繩縣八重山郡石垣村長豊川善佐君熱心救護使得生還故國洵屬救災恤鄰當仁不讓深堪感佩特贈斯狀以表謝忱
中華民國駐長崎領事馮冕 印（駐長崎領事）
中華民國九年五月二十日 公印（中華民國駐長崎領事印）

知事川越壮介（以下、川越知事）から内務大臣床次竹二郎（以下、床次内務大臣）宛に「支那人漂着ニ関スル件」として報告された文書がある。「二、遭難及救護ノ状況」（注6）には、

一二月二六日に暴風に遭い、三〇日夕刻、尖閣諸島の和平島（注5）に、搭載していた小型艇を使って、郭らが上陸したことが記されている。

当時、この島には古賀善次の工場（鰹節と各種海鳥の剥製製造・羽毛採取等）があり、漁夫など三〇人余りが居たという。彼らから食料を分け与え、天候が回復した一月一〇日に、古賀所有の漁船で石垣村役場へ移送した。郭らの船（長さ約一五・六m、幅約五・四m）（注6）は、嵐のために壊れてしまっていた為である。

その後、郭らの送還に関して長崎支那国領事（以下、長崎領事）との交渉があり、一月二一日に大阪商船八重山丸で台湾基隆へ出発、二五日に基隆から履門行き、天草丸で福州へと戻つて行つた。その対応は、迅速であつたと評価できるだろう。

感謝状（玉代勢氏宛）

中華民國八年冬福建省惠安縣漁民郭合順等三十一人遭風遇難飄泊至日本帝國沖繩縣八重山郡尖閣列島内和洋島承

日本帝國八重山郡石垣村雇玉代勢孫伴君熱心救護使得生還故國洵屬救災恤鄰當仁不讓深堪感佩特贈斯狀以表謝忱

中華民國駐長崎領事馮冕 印（駐長崎領事）
中華民國九年五月二十日 公印（中華民國駐長崎領事印）

と、記される。両資料を比較すると、氏名など傍線部に若干の違いが見られるだけで、同内容と言つてよい。この文面から遭難事故の詳細は読み取れないが、外務省外交史料館で保管している「困難船及漂民救助雑件清國ノ部」第3巻のうち、「大正九年一月遭難支那人救助に関するスル件（福州人）」（以下、外務省記録文書）では、当時の状況をさらに詳しく知ることができる。

大正九（一九二〇）年一月二一日付で沖縄県

ところが、この問題は、郭らの送還で幕を閉じたわけではなかつた。彼らの救護にかかつた費用の処理が必要となつたのである。

川越知事は、大正九（一九二〇）年二月一七日付で、外務省通商局長田中都吉（以下、田中局長）宛に「支那國人漂流救護ニ関スル件」として、費用の請求方法等の指示を仰いでいる。田中局長は同内容の写しを内務省へ転送し、その後は、内務省と沖縄県との遣り取りとなつた（大正九年三月二〇日付、川越知事から床次内務大臣宛の「支那國人漂流救護ニ関スル件」）。

当時、石垣村長だった豊川善佐は、救護費用として大正九（一九二〇）年二月二六日付で、合計六二七円六七銭を請求した。これを川越知事から床次内務大臣へ報告したところ、内務省は、中国の中央政府に請求することを決める。そして、内務大臣名で「在支 小幡公使」へ、この救護費用の償還について中国政府へ申し入れるよう指示したのである。

しかし、「在支那 特命全權公使」小幡酉吉

(以下、小幡公使)は、当時の社会情勢から、中国政府へ償還を求めるに強い拒否感を示している(大正九年六月一〇日付、外務大臣内田康哉宛「支那人郭合順外三十名漂流救護費償還方申入ニ閑スル件」)。主な理由として、「費用を要求すると、せつかくの人道上の救護という好印象が薄れてしまうということ」、また、「救助された郭らは、排日感情が強い福建省出身であり反発が強まる恐れがあること」などを挙げている。あわせて、小幡公使は、送還を対応した長崎領事に、この件も対応させるべきであると記した(注7)。

これを受け内務省は、この遣り取りを再び、外務省へ差し戻したようである。大正九(一九二〇)年六月二十四日、田中局長は、長崎県知事宛に「支那人漂流救護費償還方申入ニ閑スル件」を送っている。この中で、費用請求は、「中国政府に請求しても差し支えないもの」としながらも、「本件遭難者ガ日頃排日ノ風潮盛ンナル福建地方ノモノナルヲ顧ミ」、長崎領事を通

じて請求するよう取り計らつて欲しいと要望している。

長崎県知事渡邊勝三郎(以下、長崎県知事)は、上記文書を受けて、長崎領事に申し入れを行った。大正九(一九二〇)年一二月二七日になって、「本日金四百武拾七円六拾七錢横浜正金銀行長崎支店振出小切手ヲ以テ償還方依頼」と、入金手続きを取つたことを田中局長へ報告している。この時、請求額の六二七円六七錢から二〇〇円少ない、四二七円六七錢が振り込まれている。これは、先に長崎領事から、大正九(一九二〇)年五月二二日付で、石垣村慈善事業基金として振り込まれたものと混同されてしまったためらしい。

川越知事は、床次内務大臣へ、慈善事業基金として二〇〇円をもつた経緯が分かれる文書の写しを提出して指示を仰いだが(大正一〇年二月四日付、川越知事から床次内務大臣宛「漂流支那人救護費用ニ閑スル件」)、その写しの中のひとつに、長崎支那国領事馮冕から「大日本

帝國沖縄縣知事閣下」宛の文書(中華民国九年五月二二日付)が含まれている。同文書中で、救護に従事した人員氏名の明細書が、既に馮領事に届けられていたこと、それに基づき、「七通の感謝状」を贈つたこと、二〇〇円は東京駐在公使館に稟請して「石垣村役場慈善事業基金」として贈つたことが述べられている。

このことから、感謝状は、長崎領事一人の判断で贈られたものではないと言えよう。

二、当館所蔵「感謝状」の観察

両資料の計測結果は、写真2・4のとおりである。

1 サイズ

先述のとおり、玉代勢氏宛のものは、加工されて原型が分からぬため、豊川氏宛のものを参考にした。

最大横幅は五一・八cmで、最大縦幅は、三二cmである。本紙の部分は、横幅三三・八cm、縦幅二六cm。この値と、玉代勢氏宛のものとを比

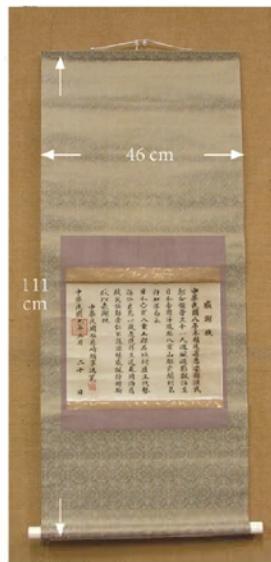
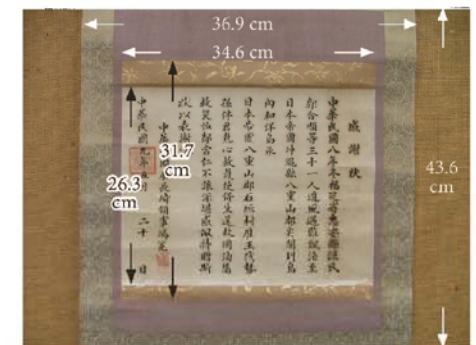
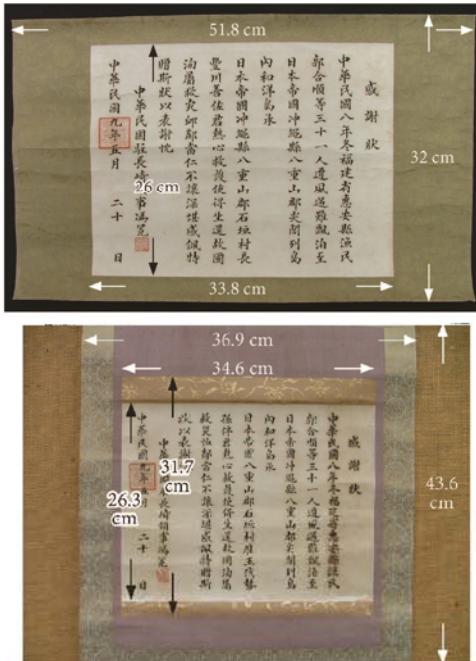


写真2(右上)：豊川氏宛感謝状
写真3(右下)：玉代勢氏宛感謝状部分
写真4(左)：玉代勢氏宛感謝状全体



較すると、横幅がかなり切り取られていることが分かる。

2 素材等

文字の書かれた本紙部分は、絹本である。かなり繊細な絹糸を使い、織り上げている（写真5）。一見、紙本のように見えるほどであるが、一部、劣化が進んだ部分から、絹糸を観察することができる。周囲（掛軸でいう一文字と柱部分）の縁子（縫子地で地文を織り出した絹の紋織物）は、萌黃地花唐草文（写真6）があしら



3 文字と印影

本紙部分の絹本には、楷書体で墨書されている。また、印影はふたつで、それぞれ、「中華民国駐長崎領事印」（写真9）、「駐長崎領事」（写真10）である。

「中華民国駐長崎領事印」のほうは、「中華民国九年五月二十日」という文字の、「九」に印章の上部を掛けるように捺印され、「駐長崎領事」は、「中華民国駐長崎領事馮冕」という氏名の下部に、文字に掛けずに捺印されている。

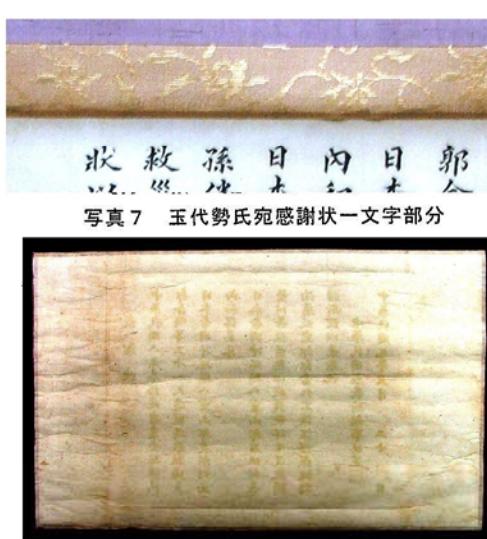


4 資料の状態

資料は、それぞれ状態が異なる。両者を比較したとき、豊川氏宛の資料のほうが、状態が良

われている。玉代勢氏宛のものは、当初、退色によつて色合いが異なるだけで、一文字には、もともとの裂を活かしているのではないかと考えていたが、よく観察すると、唐草の図案が異なるようである。このことから、元の状態に似せるように、唐草文の裂を選んで使用したのではないかと考える。

裏面は、唐紙による裏打ちがなされていて、文字写りしている状況が分かる（写真8）。



いといえる。
(1) 豊川氏宛感謝状
軸物と一緒に巻かれた状態で保存されたため（注4）、寄託を受けた直後は、平置きするのも容易ではなかった。これを時間をかけて、徐々に重しを変えながら伸ばす作業を行つた。しかしながら、長期間、巻かれたままになつていた同資料は、横位に大きな折筋がいくつも入つた状態である（写真8・12参照）。

また、一文字と柱の境目は、縫い目が緩み（写真11）、一部、浮いている。本紙及び一文字・柱部分等は、経年劣化による退色のほか、全体的にシミもある。

(2) 玉代勢氏宛感謝状

玉代勢氏宛の感謝状は、数回、形を変えながら、掛軸の状態になったことは、写真1からも分かる。一九九六年に石垣市が受領した際には

(表1)、すでに表具されていた。

豊川氏宛の資料に比して、状態は悪い。部分的に虫害痕も見られ、絹本は、ところどころ解

れも見られる(写真5)。
また、前二行部分(本紙右側)には、大きなシミがあり、文字の滲みも著しい(写真13)。

年月日	事柄	処理事項	その他
H8. 1. 23	富田孫秀氏より石垣市長に寄附(第4号様式)	市役所で受け、市史編集室へ	石垣市公有財産規則第14条による受領
H8. 1. 24	八重山毎日新聞、八重山日報に記事として掲載		※市史編集室に保存と紹介される
H8. 2. 2	市史編集室にて保管場所変更の起案がなされる	市史編集室→博物館へ移管	
H8. 3. 12	寄附受納通知書を作成	石垣市長→富田孫秀氏宛	博物館で保管する旨を記載
H8. 3. 12	受納書提出	博物館→市史編集室	石教博第211号

表1 玉代勢孫伴氏宛感謝状の受領経緯

して受け取っている。その支払い後、六二七円余の請求が伝えられた長崎領事は、先に手続きを終えていた二〇〇円を差し引いた、四二七円六七銭を長崎県知事に改めて支払ったが、今度は、これに対し事情を察しない沖縄県が異議を申し立てたのだろう。
さて、沖縄県が再度請求した二〇〇円であるが、この金額が追加で振り込まれたかどうかは、手元にある資料からは分からぬ。いずれにしても、当館所蔵の二枚の感謝状は、こういった背景を持った歴史資料であり、少なくとも、心からの感謝の気持ちとして贈られたものであると結論づけて良いのではないだろうか。

なお、同資料については、「一二、当館所蔵感謝状の観察」でも述べたように、本紙部分の解説に加え、退色、折筋などが見られる。そのため、過度の出し入れや、長期間の展示に耐えられないと判断し、現物公開を控えている状況にある。多くの方が関心を寄せる資料であることは承知しているが、貴重な資料の保護のため、

おわりに
先に、感謝状が贈られた経緯について、主に行政的な動きについて紹介した。これらを時系列に見直してみると、感謝状と慈善事業基金は、日本政府が償還金の請求方法を模索している間に、中華民国側の対応として贈られたものであることが分かる。もしかすると、馮長崎領事は、後日、日本側から送還のための費用が請求されるとは思っておらず、謝礼金を支払ったものと考えていたのかもしれない。

ところが、石垣村、沖縄県としては、大正九(一九二〇)年二月には別途請求書を送つていたため、これらの請求が外務省や内務省、在支那公使、長崎県知事、長崎領事の間で転々としていることを認識していなかつたのだろう。先に贈られた二〇〇円は、有難く慈善事業基金と

ご了承いただきたい。
文末になりましたが、本稿をまとめるにあたり外務省外交史料館閲覧室、沖縄県公文書館、尖閣諸島文献資料編纂会、沖縄県立博物館・美術館、與那嶺一子学芸員、沖縄県教育厅文化財課史料編集班、漢那敬子主幹にお世話になりました。記して感謝申し上げます。

【注釈】

注1 感謝状の状態写真および訳文は、紙面編集の都合上、文末にまとめて掲載した。

注2 玉代勢孫伴＝富田孫伴。当時は石垣村役場の職員であったが、後に石垣村書記・大浜村長臨時代理・石垣町収入役・石垣町助役を歴任した。

注3 豊川善佐。当時の石垣村長。蔵元役人として勤めた後、蔵元廃序後は宮良、南風見

などの村頭となる。八重山村が発足した後には村会議員となり、さらに竹富村長、石垣村長を歴任した。

注4 記者発表資料（本稿への掲載にあたり、個人名等を、一部編集している）

これまで分かっている感謝状の発行枚数は七通である。外務省外交史料館所蔵資料に、感謝状は七通贈られたことが記されている点を根拠とする。牧野清氏は、そのうち四人の氏名を「豊川善佐・古賀善次・玉代勢孫伴・松葉口ブナスト」とした（『新八重山歴史』、一九七二年発行）。その後、産経新聞（一九九六年九月一二日付）の取材で、西表炭鉱に勤いていた廖徳聰氏にも贈られていたことが判明している。これら の考察から、尖閣諸島問題を研究している田中邦貴氏は、残り2人を当時の古賀商店・石垣支店長、魚釣島にあつた古賀村のリーダーと推測している（運営サイト「尖閣諸島問題」、二〇一三年三月現在の情報）。

博物館では、これらの情報がある程度ま とまつた時点で、二〇一〇年一月初めに は、各関係機関へ問い合わせる作業を開始 した。その結果、①松葉口ブナスト氏につ いては与那国町史編さん室にも協力を依頼 したが、現在、与那国に子孫と思われる人 がいないこと、②産経新聞の記事から内 容をうかがい知ることはできるが、廖徳聰氏 の子孫は台湾在住で、感謝状そのものが國 内にはないと判断されること、③古賀善次 氏には子がなく、過去のインタビュー記事 （『現代』、一九七二年六月号）では所蔵 していることが確認できるものの、現在は 所蔵情報の追跡調査できないこと、④残り 二通は、宛先すら未だ明確でないこと。こ れらのことから、もしも、石垣市内に残っ ているなら豊川善佐氏宛のものしかないと いう、と判断された。

豊川善佐氏は資史料の取り扱い・保管に 長けていた人物である。しかし、先述のと

おり一月初め、関係者宛に再調査を依頼 した際には、「見たこともないし、残つて いないだろう」という返事をいただいてい た。これには理由があり、二〇年以上も前 に故牧野清氏が豊川家に捜索を依頼したが 見つからず、その後、『豊川家文書』を編 集するに当たり、石垣市史編集室（当時） が調査し、目録を作成した時にも確認され なかつたためである。

このような経緯から諦めてかけていたの であるが、所有者の方が、博物館からの連 絡を受け、改めて古文書類とは別に保管さ れていた、軸物が入った箱を確認してくださ さった。その結果、他の資料と一緒に和紙 に巻かれた状態の感謝状が発見されたので ある。一一月一二日のことである。

一報を受けて、博物館職員が資料確認に 向かつた際、ご本人たちも、「以前にあれ だけ探してなかつたのに」と驚いた様子 であつた。

注5 大正九（一九二〇）年一月二一日付の「支那人漂着ニ関スル件」の「二遭難及救護

ノ状況」では、「管内八重山郡石垣村掛尖 閣列島ノ内和平島ト爾スル小孤島ニ漂着」 となつてゐるが、その後の田中局長宛や床 次内務大臣宛文書では、「縣下八重山郡尖 閣列島内和洋島ナル孤島ニ漂着」とある。

「和洋島」とされたのは、この時点での誤 記の可能性が高い。これらの川越知事名の 報告をもつて、感謝状の表記が「日本帝國 沖縄縣八重山郡尖閣列島内和洋島承」にな つたと考えられる。あわせて、郭らが福建省 を出発した時期についても、先の報告では「客年（一九一九年）一月下旬」とあ るが、後の文書では、「大正八（一九一九） 年九月七日」となつており、どちらが正し いかは分からぬ。

注6

二 遭難及救護ノ状況

前項三十一名ノ者ハ客年十一月下旬船名 金合丸（長五十二尺巾十八尺）帆船に乗組

ミ福建省ヲ發シ浙江方面ニ出稼漁業中客年

十二月二十六日暴風ニ遭遇シ船舶風波ノ為

メ動搖激シク轉覆ノ虞アルヨリ之ヲ避ケル

為メ帆柱ヲ切斷セシニヨリ全ク航行ノ自由

ヲ失シ唯自然ニ任セ波濤ニ翻弄セラレ漂流

シツヽアリシカ全月三十日夜刻ニ至リ管内

八重山郡石垣村掛尖閣列島ノ内和平島ト稱

スル小孤島ニ漂著シタルヲ以テ搭載セル短

艇三隻ヲ下シ全員分乗シテ上陸スルコトヲ

得タリシカ一同ハ既ニ糧食盡キ飢餓ニ迫リ

居リタルニ幸ニ同島ニハ古賀善次ナルモノ

、漁業事務所アリテ漁夫其ノ他三十餘名ノ

居留民アリシカハ其貯ヽアル食料ヲ分與セ

ラレ救護ヲ受ケ續テ天候不良ナル為メ其保

事務所ノ救助ヲ受ケ滯在シ本月十日ニ至リ

天候漸ク恢復セシヲ以テ古賀ノ所有漁船ニ

依リ遭難者全部ヲ石垣村役場ヘ輸送シ来リ

爾來同村ニ於テ旅舎ニ収容保護中ナリ而シ

テ彼等ノ乗組船ハ和平島上陸後風波ノ為メ

破碎セラレ船具船躰共全部流出シタリト云

致スルコト肝要ト被存殊ニ遭難者力日頃排

日ノ風潮盛ンナル福建地方ノモノタルニ顧

ミ誠ニ其然ルヲ覺エ候將又一面ヨリ見レハ

本件漂流者ハ在長崎支那國領事ト交渉ノ結

果基隆ヲ經テ送還セラレタルモノノ如クナ

ル處本來本件遭難者ハ一旦之レヲ關係支那

領事ニ引渡ヘキモノニシテ場合ニヨリテハ

其依頼ニ依テ其以後ノ旅費其他ヲ立替送還

セラルヘカリシ筋合カト被存從ツテ少クト

モ右支那領事ニ引渡ス迄ノ費用ト其以後ノ

立換ヘ費用トハ之ヲ區別シ得ヘキカトモ存

候孰レニセヨ本件ヲ當地ニ於テ本使ヨリ申

央政府ニ申入ルコトハ之ヲ避ケ度去リト

テ該金額ヲ全然關係公共團體ノ負擔トスル

譯ニモ實際參兼不候事トハ存候へ共前述人

道上乃至國交上ノ關係ヲモ篤ト御考慮ノ上可然御取計相成度此段申進候也

※手書き

追テ内務大臣來信附屬關係書類一括添付

(石垣市立八重山博物館)

注7 支那人郭合順外三十名漂流救護費償還方
申入ニ關スル件

本件ニ關シ沖繩縣知事ノ報告ニ基キ内務

省ヨリ移牒アリタル趣ヲ以テ本月二日附通

一送第六四號貴信ヲ以テ支那政府ニ對シ救

護費用計金六百二十七圓六十七錢ノ償還申

入方申越ノ次第有之候處純理上ニ於ケル該

救護費用償還方請求ノ當否ハ暫ク別問題ト

シ元來本件漂流者救護ノ如キハ人道上將又

國際交通上世界各國間殊ニ日支間一葦水ヲ

隔ツル間柄ニ於テハ往往相互ニ發生スヘキ

事柄ニテ之ニ要シタル費用ノ償還ヲ冷然本

使ヨリ支那中央政府ニ申入ルル力如キハ甚

タ面白カラス折角ノ救護ノ本旨ヲ少ナカラ

ス没却スルモノト被存剩ヘ排日者流ノ如キ

或ハ之等ヲ捕ヘテ日本ノ勘定高キヲ嘲ラス

トモ限ラス寧口進シテ之等救護費ハ一文タ

リトモ要求セサルコトヲ世間ニ周知セシメ

テ幾分ナリトモ日本人ヲ徳トスルノ風ヲ誘

注1 関連 感謝状訳文

(豊川善佐氏宛)

中華民国八（大正八、一九一九）年冬、福建省惠安県の漁民である郭合順ら三十人が風（嵐）に遭つて遭難し、漂流して、日本帝国沖繩縣八重山郡石垣村内の和洋島についた。

日本帝国沖繩縣八重山郡石垣村長の豊川善佐君は熱心に救護し、故国に生還させてくれた。まことに、被災者を救い隣人をあわれむ（助ける）ことに属するもので、まさに仁（人道的）であり、深く感服し、ここにこの書状の贈呈をもつて感謝の気持ちを表すこととする。

中華民国九（大正九、一九二〇）年五月二十日

（玉代勢孫伴氏宛）

感謝状

中華民国八（大正八、一九一九）年冬、福建省惠安県の漁民である郭合順ら三十人が風（嵐）に遭つて遭難し、漂流して、日本帝国沖繩縣八重山郡尖閣列島内の和洋島についた。日本帝国八重山郡石垣村職員の玉代勢孫伴君は熱心に救護し、故国に生還させてくれた。まことに、被災者を救い隣人をあわれむ（助ける）ことに属するもので、まさに仁（人道的）であり、深く感服し、ここにこの書状の贈呈をもつて感謝の気持ちを表すこととする。

中華民国九（大正九、一九二〇）年五月二十日

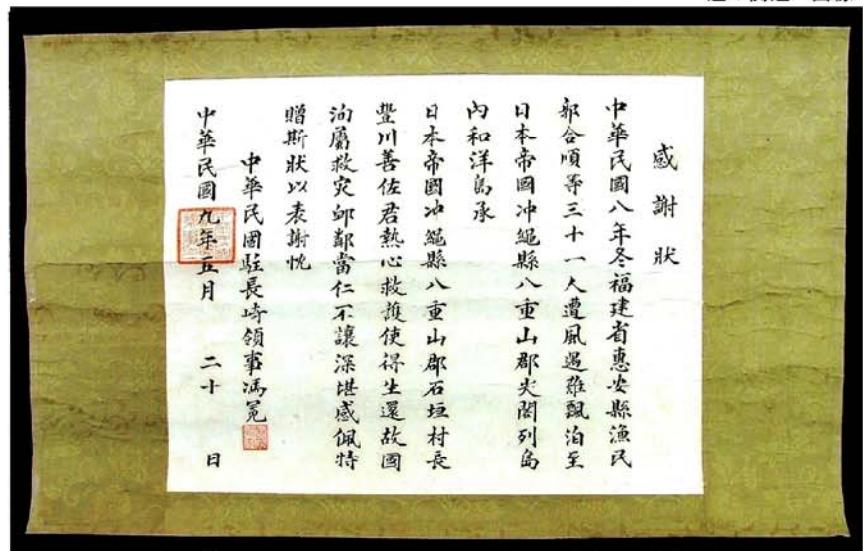


写真12 「豊川善佐宛尖閣列島遭難救護の感謝状」

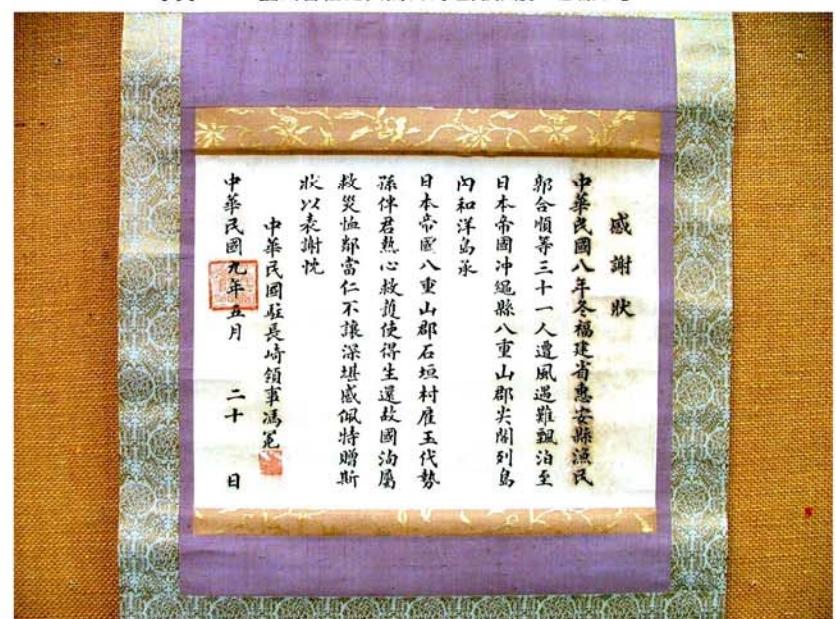


写真13 「玉代勢孫伴宛尖閣列島遭難救護の感謝状」